

広島県告示第九百六十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成二十四年十二月十七日認可した。

平成二十四年十二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

八幡川漁業協同組合

2 住所

山県郡北広島町川小田七五

二 免許番号

内水共第十九号、内水共第二十号及び内水共第二十一号

三 変更の内容

第四条の表中、ますの遊漁期間「3月1日から8月31日まで」を「4月1日から8月31日まで」に改める。

第五条第三項第一号の住所「芸北町西八幡」を「北広島町川小田」に、電話番号「0826-37-0001」を「0826-35-0111」に改めるとともに、第二号から第八号を削り、新たに第二号として「その他組合の指定する場所」を加える。

同条に第四項として、新たに「前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。」を加える。